

《地方税法等の改正により、内容が変わることがあります》
令和8年度の市民税・都民税は前年（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の所得に基づいて課税されます。
申告書はそのための大切な資料となりますので、この手引きを参考にご記入の上、提出期限（令和8年3月16日）までに提出してください。

- (1) 税務署に令和7年分の所得税の確定申告書を提出する（した）方
- (2) 給与収入のみの方で、勤務先又は専従者給与の支払者から小平市役所にすべての控除が記載されている給与支払報告書が提出されている方
- (3) 同一世帯の親族の税法上の扶養となっている方（あなたを扶養している方の確定申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票、市民税・都民税申告書において、同一生計配偶者、扶養親族となっている方）
※課税・非課税証明書が必要な方は、下記フローチャートをご参照ください。
- (4) 公的年金等の収入（400万円以下）のみの方で、公的年金等の源泉徴収票にすべての控除が記載されている方

詳しくは税務署へお問い合わせください。
東村山税務署 ☎ 042-394-6811
※確定申告が不要とされた方でも、扶養等の各種控除を申告する方、給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方は、市民税・都民税の申告が必要です。

1

*小平市ホームページに詳細を掲載しています。4ページの二次元バーコードを利用するか、「小平市 市民税・都民税申告」で検索してください。

所得や控除の詳しい説明
や控除額に関しては裏面
に記載してあります。

収入(所得)の説明

所得金額の計算方法		
所得の種類	内 容	計算方法
営業等	小売業、製造業、外交員、医師など	収入金額－必要経費
農 業	農産物の生産など	
不動産	家賃、地代など	
配 当	株式や出資の配当など	収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額
給 与	給与、賃金、俸給、賞与又はアルバイト・パートなど、日給や時間給で賃金を受けた合計額	
公的年金等	公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金など）	
雑 業 務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食品の配達など、副収入による所得	収入金額－必要経費
	生命保険契約に基づく年金（個人年金・互助年金）など、上記以外の所得	
利 子	国外の預貯金の利子など	収入金額
譲渡・一時	不動産以外の資産の譲渡・生命保険金、賞金など	（収入金額－必要経費－特別控除）÷2 ※総合譲渡（短期）は÷2をしません。 ※特別控除額の上限額は50万円です。

各種控除の説明

雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が災害、盗難、横領により、損害を受けた場合の控除です。事実を証明する証明書や領収書の添付が必要です。

医療費控除

以下の①か②のどちらかを選択してください。

①従来の医療費控除を申告する場合

あなたやあなたと生計を一にする親族のために前年中に支払った医療費を記入してください。

医療費控除の対象となる医療費には、治療や療養のための医薬品の購入費なども含まれます。また、介護費用に関しても対象となる場合があります。「補てんされた金額」には健康保険組合等から補てんを受ける医療費、分べん費、家族療養費などの給付金や加害者から補てんを受ける医療費などの金額を記入してください。

この控除を受けるためには「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付は不要です。ご自身で申告期限から5年間保存してください。

控除額（上限200万円）＝（支払医療費－補てん金額）－（所得金額の合計額×5％《10万円を超える場合は10万円》）

②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を申告する場合

あなたやあなたと生計を一にする親族のために前年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費用が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（最大8万8千円まで）を控除できます。

この特例を受けるためには「スイッチOTC医薬品の購入費用がわかる明細書」の添付と「一定の取組※」の実施が必要です。

一定の取組を行ったことを明らかにする書類（健康診査の結果通知書など）の添付は不要です。ご自身で申告期限から5年間保存してください。

※健康診査（保険者が実施する人間ドック等）／予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種等）／定期健康診断（事業主健診）／特定健康診査（いわゆるメタボ健診）／がん検診（市が健康増進事業として実施するもの）

控除額（上限88,000円）＝（支払額－補てん金額）－12,000円

社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料（控除証明書を添付）、介護保険料などの社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合に記入してください。（配偶者や親族の方の社会保険料について、該当の方の年金等から差し引きされている場合は控除できません。）

源泉徴収票に記載されている社会保険料のみの場合は⑩その他の欄に金額を記入してください。

小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を前年中に支払った場合の控除です。

この控除を受けるには支払った掛金の証明書若しくは支払金額の記載がある源泉徴収票の添付が必要です。

生命保険料控除

あなたが親族を受取人とする生命保険契約等のうち、あなたが前年中に支払った保険料がある場合に金額を記入してください。平成23年12月31日以前に締結した契約が旧契約、平成24年1月1日以後に締結した契約が新契約となります。

保険会社等で発行される控除証明書に記載された保険の種類、新・旧契約の区分、支払額を確認の上、それぞれの欄に支払額を記入してください。

源泉徴収票に記載されている額のみ場合は「源泉徴収票の生命保険料の控除額」の欄に控除額を記入してください。

この控除を受けるには控除証明書若しくは支払金額の記載がある源泉徴収票の添付が必要です。

地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する家屋、生活用動産を目的とし、地震等損害により生じた損失をてん補する保険料又は掛金を支払ったときに記入してください。

平成18年末までに締結した長期損害保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。該当する保険があった場合は記入してください。

この控除を受けるには控除証明書若しくは支払金額の記載がある源泉徴収票の添付が必要です。

住宅借入金等特別税額控除

平成27年以降に入居した方で、所得税の住宅ローン控除の適用がある方が対象です。

所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額が所得割額から差し引かれます。

控除限度額は、

＜平成27年1月から、令和3年12月までに入居した方＞

所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の7％（最高136,500円）

＜令和4年1月以降に入居した方＞

所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の5％（最高97,500円）となります。

※令和4年1月以降に入居の場合でも、当該住宅取得の状況によっては、平成27年1月から、令和3年12月までに入居した場合と同じ限度額が適用されます。

寄附金税額控除

前年中、あなたが以下の団体に2,000円を超える寄附を行った場合に受けられる税額控除です。

＜控除の対象となる寄附金の範囲＞

①都道府県又は市区町村に対する寄附金

②東京都共同募金会や日本赤十字社東京都支部に対する寄附金で、政令で定めるもの

③東京都等が条例で指定する団体に対する寄附金

この控除を受けるには寄附金受領証明書が必要です。

※ふるさと納税のワンストップ特例を申請済の方は、申告書の提出に伴い、ワンストップ特例が無効になりますので、寄附額の記入をお願いします。

所得金額調整控除

給与収入が850万円を超える場合で、以下のいずれかに該当する方は、申告書の裏面㊟に対象者を記入してください。

収入に応じた金額を給与所得の金額から控除します。

①特別障害者に該当する

②23歳未満の扶養親族を有する

③特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

※扶養控除とは異なり重複適用が可能です。

例：23歳未満の扶養親族がいる夫婦は両方で適用できます。

同一生計配偶者・配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者の所得金額が一定額以下の場合、同一生計配偶者として申告することができます。

同一生計配偶者として申告すると

①あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り、配偶者控除の適用を受けることができます。

②同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、あなた本人の所得から障害者控除の適用を受けることができます。

（あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合も障害者控除の適用は受けられます。）

配偶者特別控除

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下でかつ、生計を一にする配偶者の所得金額が一定の範囲内の場合、配偶者特別控除の適用を受けることができます。

扶養控除

あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち前年中の所得金額が一定額以下の方がいる場合に適用されます。

・扶養控除

・扶養親族のうち満70歳以上の方(昭和31年1月1日以前に生まれた方)

・満70歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の直系尊属で同居している方

・扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方)

・16歳未満の方について

平成22年1月2日以後に生まれた方は扶養控除には該当しませんが、非課税などを判定する際の扶養親族には含まれますので、該当する方がいる場合は、記入してください。

＜年金を受給している方について＞

公的年金等の源泉徴収票に配偶者、扶養控除の記載がない場合であっても、該当となる方がいる場合には、申告書への記入をお願いします。

＜国外居住親族の方について＞

国内に居住していない29歳以下及び70歳以上の親族について扶養控除等を申告する場合には、該当親族にかかる「①親族関係書類」と「②送金関係書類」の添付が必要です。（30歳以上69歳以下で下記に該当する親族について扶養控除を申告する場合には、対応する追加書類の添付または提示が必要です。）

①親族関係書類：戸籍の附票の写し、旅券（パスポート）の写し、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書など

②送金関係書類：外国送金依頼書の控え、クレジットカードの利用明細書、電子決済手段等取引業者の書類又はその写しなど

対象者		添付または提示が必要なもの ※1			
		①親族関係書類	②送金関係書類	その他必要書類	翻訳文 ※2
29歳以下または70歳以上		○	○	－	○
30歳以上69歳以下	留学により住所・居所を有しなくなった者	○	○	留学ビザ等書類の写し	
	障害者	○	○	－	
	その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	○	○	（38万円送金書類）	
上記以外の者		扶養控除の対象外			

※1 国外扶養親族が複数いる場合には、扶養控除等を適用する親族ごとの送金関係書類が必要です。

※2 提出書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文の添付が必要です。

特定親族特別控除

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額が58万円を超え123万円以下の場合、下記のとおり特定親族特別控除の適用を受けることができます。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

ひとり親・寡婦控除

ひとり親控除

配偶者又は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない方で、前年中の所得金額が一定額以下の生計を一にする子（他の方の同一生計配偶者・扶養親族となっている方を除く）があり、本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の方

控除額 30万円

寡婦控除

夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。また、夫と死別した後婚姻をしていない方、若しくは夫の生死が明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方

控除額 26万円

勤労学生控除

勤労学生控除

大学、高等学校、専修学校、職業訓練学校などの学生又は生徒で、自己の勤労に基づき給与所得等があり、かつ、前年中の合計所得金額が一定額以下の方

控除額 26万円

障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合に適用されます。また、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害に該当し、あなたやあなたの配偶者又は生計を一にする親族のいずれかと同居している場合は同居特別障害者加算が適用されます。

障害者控除の対象となる方

①愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方

②65歳以上で上記に準ずるとして、市区町村長等の認定を受けている方など

・障害者控除

・特別障害者控除

・同居特別障害者加算

※特別障害とは、身体障害者手帳1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、愛の手帳1・2度の方などが該当します。

控除額 26万円

控除額 30万円

控除額 23万円

市民税・都民税が課税されない方

◎均等割及び所得割がともにかからない方

・1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

・障害者、未成年、ひとり親・寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の方

・前年中の合計所得金額が35万円×（同一生計配偶者を含む扶養親族の数＋1）＋10万円＋21万円以下の方

（同一生計配偶者、扶養親族のいない方は45万円以下）

◎所得割がかからない方

・前年中の総所得金額等が35万円×（同一生計配偶者を含む扶養親族の数＋1）＋10万円＋32万円以下の方

（同一生計配偶者、扶養親族のいない方は45万円以下）

※住所が小平市以外にあり小平市に事務所・事業所を有する方、又は住所が小平市以外にあり家族が小平市内に居住する方(家屋敷を有する方)には小平市では均等割のみが課税されます。

※民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳へと変更になりました。そのため、令和5年度以降の個人住民税の課税における未成年の判定は該当年の1月1日時点で18歳未満であることとなります。

個人市民税・都民税（住民税）の申告について、詳細はこちらの小平市HPへ（ID：079065）

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、ひとり親・寡婦控除、勤労学生控除を受ける際の所得要件となる金額について、詳細はこちらの小平市HPへ（ID：117053）